議案第70号

大阪市職員基本条例の一部を改正する条例案

大阪市職員基本条例(平成24年大阪市条例第71号)の一部を次のように改正する。 第3条中第1項を削り、同条第2項中「教職員」を「教育委員会所管の学校又は幼 稚園の職員(以下「教職員」という。)」に改め、同項を同条第1項とし、同条中第3 項を第2項とする。

第41条を次のように改める。

第41条 削除

第67条を次のように改める。

(教職員に関する読替え)

第67条 第3条第1項の規定の適用を受ける職員に対する第17条第3項の規定の適用 については、同項中「昇給及び勤勉手当」とあるのは「勤勉手当」とする。

附則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に教育委員会所管の学校又は幼稚園の職員のうち、職員の 給与に関する条例(昭和31年大阪市条例第29号)第4条第1項第2号アに掲げる高 等学校等教育職給料表、同号イに掲げる小学校・中学校教育職給料表及び同号ウに 掲げる幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員の同日前に受けた地方公務員法(昭 和25年法律第261号)第28条第2項第1号に掲げる事由による休職の処分の効果に ついては、なお従前の例による。

平成29年2月24日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説明

市町村立学校職員給与負担法の一部改正に伴い本市がその給料等を負担することとなる教職員について、職員の給与等に関する規定を適用させることとするとともに、引き続き本市がその給料等を負担する教員に係る休職の効果の特例等を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

大阪市職員基本条例(抄)

(適用除外)

- 第3条 教育委員会所管の学校又は幼稚園に勤務する職員(以下「教職員」という。)のうち、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員については、第5章(第21条第2項及び第22条を除く。)及び第6章、第26条並びに第8章(第29条及び第30条第2項に限る。)及び第9章(第37条第3項、第40条及び第42条に限る。)の規定は適用しない。
- 2 <u>教職員</u> のうち、職員の給与に かうち、職員の給与に **教育委員会所管の学校又は幼稚園の職員(以下「教職員」という。**)

関する条例(昭和31年大阪市条例第29号)第4条第1項第2号アに掲げる高等学校等教育職給料表、同号イに掲げる小学校・中学校教育職給料表及び同号ウに掲げる幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員については、第18条の規定は適用しない。

3 2 8

(休職の効果の特例)

第41条 前条の規定にかかわらず、教職員のうち、第3条第2項の規定の適用を受ける職員の休削除

職の効果については、大阪府教育委員会所管の学校の職員の例による。

(教職員に関する読替え)

- 第67条 第3条第1項の規定の適用を受ける職員に対する第22条の規定の適用については、同条中「第19条第1項の基準」とあるのは「大阪府教育委員会が定める基準」とする。
- <u>2</u> 第3条<u>第2項</u>の規定の適用を受ける職員に対する第17条第3項<u>及び第24条第1項</u>の規定の適 **第1項**

用については、<u>第17条第3項</u>中「昇給及び勤勉手当」とあるのは「勤勉手当」と<u>、第24条第1</u> 同項

項中「とし、給料表により給料月額を定める場合の各級の最高の給料月額は、二階級上位の級の最低の給料月額を超えないよう努めるものとする」とあるのは「とする」とする。